



航空危険物規則書第 53 版(2012 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 53rd Edition Effective 1 January 2012
ADDENDUM Posted 26 April 2012 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2012 年 1 月 1 日発効の第 53 版に対する下記の変更内容に留意されたい。
変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

また、JACIS 版航空危険物規則書のみ訂正も追加している。これには、頁数の後に(J)を付け区別してある。

政府例外規定の新規または訂正(2.8.2)

2.8.1.3 のリストに、以下を追加する。

- | | | | | | |
|------------------------|---|---------|---|-----|-------|
| ・Belgium (ベルギー) の後に | : | Brazil | — | BRG | ブラジル |
| ・China (中華人民共和国) の後に | : | Croatia | — | HRG | クロアチア |
| ・Netherlands (オランダ)の後に | : | Oman | — | OMG | オマーン |

新規追加 **BRG (ブラジル)**

BRG-01 第 18 付属議定書および本規則に対するブラジル国の当局は以下のとおり。

Agência Nacional de Aviação Civil (ANAC)
Superintendência de Segurança Operacional – SSO
Gerência Técnica de Artigos Perigosos – GTAP
Av. Presidente Vargas 850 – 12º andar
Cep.: 20.071-001 Centro
Rio de Janeiro
BRAZIL

Tel: +55 21 3501-5526
email: artigo.perigoso@anac.gov.br

BRG-02 ブラジル発着、またはブラジル国内の危険物の輸送は本規則およびブラジル民間航空規則の規定を遵守しなければならない。すべての国の規則の写しは以下のウェブサイトで購入することができる。

www.anac.gov.br/cargaaerea

BRG-03 危険物を輸送する航空運航者は、翌月の 10 労働日までにブラジル発またはブラジル国内で輸送されたすべての危険物の月次報告書を提出しなければならない。さらなる情報および報告書様式は以下のウェブサイトで購入することができる。

www.anac.gov.br/cargaaerea

BRG-04 本規則の下で適用免除または認可を要する危険物は、ブラジル国家民間航空局 (the National Civil Aviation Agency (ANAC)) の認可を得ている場合のみ、旅客機または貨物機によりブラジル発着またはブラジル国内の輸送をすることができる。要請は、認可については予定されている便の少なくとも 15 日前までに、適用免除については 60 日前までに提出されなければならない。さらなる情報および要請書式はウェブサイト: www.anac.gov.br/cargaaerea、またはメールアドレス: artigo.perigoso@anac.gov.br への e-mail により入手できる。

BRG-05 ブラジル発の危険物の輸送については、IS - 175-001 に規定された危険物申告書の様式を使用しなければならない。すべての情報が危険物申告書に記載されれば、(書式)印刷済みのフォームの代わりにオープンフォームを使用できる。加えて、ブラジル当局から要求された場合に、印刷形式で再生できるなら電子データが許可される。

注: 図 8.1.A および図 8.1.B に示されている危険物申告書の様式は本要件に従っている。

BRG-06 ブラジル領土内のすべての国内輸送については、ポルトガル語をすべての危険物マーキングおよび輸送書類に使用しなければならない。ブラジル発の国際輸送については、経由地および着地国により要求される言語に加え、英語が危険物マーキングおよび輸送書類に使用されなければならない。

BRG-07 ブラジル国の法令には、教育訓練要件が Supplementary Instruction IS-175-002 に記載されていることが明記されている。ブラジル領土内で働くすべての従業員は本指示に従い教育訓練されなければならない。写しが以下のウェブサイトを取得できる。

www.anac.gov.br/cargaaerea

BRG-08 ブラジル発またはブラジル国内の放射性物質の輸送は、国家原子力エネルギー委員会 (National Commission for Nuclear Energy (CNEN)) による認可を受けなければならない。

CNEN - Transport Safety Service
Rua General Severiano, 90 / 401
Postal Code: 22.290-900
Tel: +55-21-2173-2308
nbruno@cnen.gov.br
www.cnen.gov.br

訂正 CAG (カナダ)

CAG-06 カナダ発着またはカナダ国内の危険物の航空輸送は、規則内に参照されているようにカナダ危険物輸送規則 (Canadian Transportation of Dangerous Goods Regulations) および ICAO 技術指針の規定が適用される。

カナダ危険物輸送規則 (Doc No.RE-4631) のコピー、コンピューターまたはマイクロフィルムのフォーマットの要請は下記宛てに行うこと。

Canada Communication Group—Publishing
Ottawa
Ontario K1A 0S9
CANADA

または、

以下のカナダ危険物輸送規則 (Transportation of Dangerous Goods Regulations of Canada) に対するウェブサイト参照。 www.tc.gc.ca/eng/tdg/clear-tofc-211.htm

CAG-07 技術指針の特別規定 A1 または A2 (4.2、M 欄参照) に基づく認可を要する危険物は危険物の航空輸送に対するカナダ当局の認可を得ている場合のみ、旅客機または貨物機によりカナダ発着またはカナダ国内の輸送をすることができる (1.2.5, 8.1.6.9.4 および 8.3 参照)。CAG-07 の危険物航空輸送に係るカナダ当局は以下のとおり。

Chief, Airspace Standards and Procedures
Transport Canada
Civil Aviation Directorate
Ottawa
Ontario K1A 0N8
CANADA
Tel: +1 (613) 998 9855
Fax: +1 (613) 954 1602
email: services@tc.gc.ca

追加 HRG (クロアチア)

HRG-01 本規則に対するクロアチア共和国の当局は以下のとおり。

Croatian Civil Aviation Agency (CCAA)
Ulica grada Vukovara 284
10 000 Zagreb
CROATIA
Tel: +385 1 2369 300
Fax: +385 1 2369 310
email: ccaa@ccaa.hr
Website: www.ccaa.hr

HRG-02 以下の要件が登録された航空機に適用される。

- (a) 運航する場所に関係なくクロアチア共和国で登録された航空機
- (b) クロアチア共和国以外の国で登録され、クロアチア共和国内で運航する際、Annex III to Regulation (EC) NO. 3922/1991 (“EU-OPS”) に従って運航することが要求されない航空機

航空機は、クロアチア民間航空局 (Croatian Civil Aviation Agency (CCAA)) の事前認可を得た場合のみ危険物を輸送できる。

そのような品物の輸送は、補遺を含め本規則の最新版に従わなければならない。

当社が EU 内にあり、Annex III to Regulation (EC) No. 3922/1991 (“EU-OPS”) に従って運航することが要求されている運航者、AOC 所有者は、その国により認められた認可を有していれば、クロアチア民間航空局 (CCAA) の認可を要求されない。

HRG-03 本規則の特別規定 A1 または A2 に基づく認可または他の国の適用免除、あるいは認可を要する危険物はクロアチア民間航空局 (CCAA) の認可を得た場合のみ、クロアチア領土内で旅客機または貨物機により輸送することができる。認可申請は予定便の少なくとも 10 日前に CCAA に行わなければならない。

HRG-04 Act on Radiological and Nuclear Safety (Official Gazette No. 28/10) に従い、クロアチア共和国発着の放射性物質の輸送について、運航者は荷送人/荷受人が事前認可を取得していることを確認しなければならない。事前認可申請は下記宛てに行うことができる。

State Office for Radiological and Nuclear Safety (SORNS)
Frankopanska 11
10 000 Zagreb
CROATIA
Tel: +385 1 4881 770
Fax: +385 1 4881 780
email: dzrns@dzrns.hr
Website: www.dzrns.hr

HRG-05 Explosive Substances Act (Official Gazette No. 178/04, 109/07, 67/08 および 144/10)に従い、クロアチア共和国発着の火薬類の輸送について、運航者は荷送人/荷受人が事前認可を取得していることを確認しなければならない。事前認可申請は下記宛てに行うことができる。

Ministry of Interior
Administrative and Inspection Authority
Ilica 335
10 000 Zagreb
CROATIA
Tel: +385 1 3788 646
Fax: +385 1 3788 187
email: pitanja@mup.hr
Website: www.mup.hr

訂正 NLG (オランダ)

NLG-01 本規則の特別規定 A1 または A2 に基づく認可を要する危険物は、オランダが発地国であるかどうかに関わらず、運輸省 Public Works and Water Management の事前認可なしに、オランダを発着または通過する旅客機あるいは貨物機による輸送をしてはならない(1.2.5、8.1.6.9.4 および 8.3 参照)。認可申請は、輸送日の少なくとも 10 日前に下記宛てに行うこと

Human Environment and Transport Inspectorate (CAA — NL)
Ministry of Infrastructure and the Environment
Certification and Approvals Department
Postbus 575
2130 AN Hoofddorp
The Netherlands
Tel: +31 70 456 3003
+31 88 489 0000 (outside office hours)
Fax: +31 70 456 3030
email: dgmelding@ilent.nl

NLG-02 (空欄)

NLG-06 オランダ国における法令は、運航者はオランダ国の民間航空局 (CAA-NL) の事前許可なしに危険物を輸送してはならない、また危険物を輸送する場合は ICAO 技術指針に従わなければならないと規定している。この規定はオランダ発着(領空通過は除く)の危険物を輸送する運航者に適用される。許可は運航者に危険物ライセンスを発行することによって与えられるが、技術指針の規定に従って教育訓練を受けているスタッフを抱えている運航者に対してのみ許可が与えられる。オランダ国内で登録された運航者、および EU-OPS に従って運航することが要求されているオランダ以外の国で登録された運航者はオランダ国の航空局の許可を必要としない。ただし、その国により認められた許可を保持していること。

危険物ライセンスの申請は、少なくとも危険物を輸送する最初の運航の予定日の 6 週間前に行わなければならない。申請書式は以下にて入手可能である。

Human Environment and Transport Inspectorate (CAA — NL)
Ministry of Infrastructure and the Environment
Certification and Approvals Department
Postbus 575
2130 AN Hoofddorp
The Netherlands

Tel: +31 70 456 3003
+31 88 489 0000 (outside office hours)
Fax: +31 70 456 3030
email: dgmelding@ilent.nl

新規追加 **OMG (オマーン)**

OMG-01 オマーン発/着/上空通過の危険物輸送は、民間航空局の事前許可を取得している場合を除き、禁止される。ただし、特に以下については該当する規則に従って当局と事前調整すること。

- (a) 火薬類、武器および戦争用弾薬
- (b) 核物質、放射性アイソトープ、毒ガスおよび関連対象物
- (c) 薬物のような二重使用のもの
- (d) 病原菌および危険物。および
- (e) 特別規定 A1 または A2 に基づき認可を要する他の品物

認可申請は輸送日の少なくとも 5 日前に下記宛に行くこと。

Director Flight Safety
Directorate General of Safety and Aviation Services
P.O. Box 1 P.C. 111
Muscat International Airport
SULTANATE OF OMAN

訂正 **ROG (ルーマニア)**

ROG-01 ルーマニアの法令に従い、武器、弾薬火薬類、放射性物質および危険物と分類され規制される他の物質を輸送する民間航空機のブカレスト飛行情報区 (FIR) 内における飛行は、運輸建設省 (Ministry of Transport and Infrastructure) の許可を取得している場合のみ行うことができる。上述の許可申請は以下のルーマニア民間航空公団 (Romanian Civil Aviation Authority) 宛てに登録しなければならない。

Romanian Civil Aeronautical Authority (RCAA)
Overflight Department
Sos. Bucuresti-Ploiesti, Nr. 38-40
Sector 1, Cod 013695
Bucuresti, ROMANIA
Tel: +40 21 208 15 00
Fax: +40 21 208 15 83
AFTN: LRBBYR
SITA: BUHTOYA
email: overflight@caa.ro

Romanian AIP section GEN 1.2 は申請書式および他の要求される特定書類に関してすべての詳細を含んでいる。

貨物が放射性物質を含んでいる場合、運航者はNational Commission for the Control of Nuclear Activities (CNCAN)により発行された許可書の写しをRCAAに提出しなければならない。

National Commission for the Control of the Nuclear Activity の連絡先情報は以下のとおり。

National Commission for the Control of the Nuclear Activity
B-dul. Libertatii, Nr. 14, Sector 5
Bucuresti, ROMANIA
Tel: +40 21 316 05 72
Fax: +40 21 317 38 87

ROG-02 ROG-01 は医療目的緊急便を運航する航空会社の便および EU Regulation No.1008/2008 に従って運航者免許を所持し、以下のような危険物と分類されるものを輸送しない航空会社の便には適用されない。

・第 1 分類 — すべての品目

・第 3 分類 — 鈍性化された火薬類 UN 1204、UN 2059、UN 3064、UN 3343、UN 3357 および UN 33379

・第 6 分類 — 区分 6.2 カテゴリーA、UN 2814 および UN 2900 のみ

・第 7 分類 — すべての品目

そのような航空会社は便出発前に以下の情報:正式輸送品目名、国連番号、分類または区分および数量を RCAA に通知のみしなければならない。

ROG-04 (空欄)

訂正 **SGG** (シンガポール)

SGG-01 Singapore Air Navigation Order の 50Dに従い、シンガポール着、経由または発の危険物輸送を行いたい運航者はシンガポール民間航空局(Civil Aviation Authority (CAAS))の危険物許可を取得しなければならない。危険物許可についての情報および申請書式はCAASウェブサイト(www.caas.gov.sg)から入手できる。すべての申請は規定書式により以下宛てに行うこと。

Dangerous Goods Unit
Airworthiness/Flight Operations Division
Civil Aviation Authority of Singapore
Singapore Changi Airport
P.O. Box 1
SINGAPORE 918141

Tel: +65 6541 3487
Fax: +65 6545 6519
email: caas_dangerousgoods@caas.gov.sg

新規追加

SGG-02 Singapore Air Navigation Order (ANO)は戦時用の軍需品 (munitions of war (MOW))を“そのような武器および弾薬の設計された部品を含め、戦争または対人に使用するよう設計された武器および弾薬”と定義している。MOW は例えば、ライフル、拳銃、銃および武器構成品や部品などの武器(スポーツおよび非スポーツ目的のための)を含む。MOW は本規則に従って危険物と分類される火薬類、弾薬筒、炸薬、雷管および弾薬を含んでいた、それらが装填されていることがある。

シンガポール着、経由または発の航空による戦時用の軍需品を輸送したい運航者は、Air Navigation Order の 50C および 50D に従って MOW 許可および危険物許可を取得しなければならない。
MOW 許可についての情報および申請書式は CAAS ウェブサイト (www.caas.gov.sg) から入手できる。
すべての申請は規定書式により以下宛てに行うこと。

Dangerous Goods Unit
Airworthiness/Flight Operations Division
Civil Aviation Authority of Singapore
Singapore Changi Airport
P.O. Box 1
SINGAPORE 918141
Tel: +65 6541 3487
Fax: +65 6545 6519
email: caas_dangerousgoods@caas.gov.sg

訂正 VCG (スリランカ)

VCG-03 許可の申請は、危険物の輸送が行われる最初の運航便の少なくとも 10 日前までに **Director General of Civil Aviation, Department of Civil Aviation, 64, Galle Road, Colombo 03, Sri Lanka, Fax+94 (11) 242-4540** 以下宛てに行わなければならない。

**Director General of Civil Aviation
Civil Aviation Authority of Sri Lanka
No: 4, Hunupitiya Road, Colombo 02
SRI LANKA
Fax: +94 11 230 4644 or +94 11 230 4649**

運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

・エアカナダ (Air Canada) の後に、	: エアカリブ (Air Caraibes)	TX
	エアカリブアトランティック (Air Caraibes Atlantique)	8X
・エアー香港 (Air Hong Kong) の後に	: エアインディア (エアインディア)	AI
・ガルーダインドネシア航空 (Garuda Indonesia) の後に	: グローバス航空 (Llc Globus)	GH
・サウジアラビア航空 (SAUDI Arabian Airlines) の後に	: JSC シベリア航空 (JSC Siberia Airlines)	S7
・スパンエアー (Spanair) の後に	: スリランカ航空 (Srilankan Airlines)	UL

2.8.3.4 のリストから以下を削除する。

・インディアンエアーラインズ (Indian Airlines) IC

2.8.3.4 のリストで以下を訂正する。

・タム航空 (TAM Linhas Aereas) → タム航空 (TAM Airlines)

新規追加 8X (エアカリブアトランティック)

8X-01 輸送物またはオーバーパックのいかなる外表面においても、最大放射能レベルが 5 mSv/h を超えない放射性物質カテゴリー I - 白 (IMPコード RRW、B、2.2.4 参照) のみ輸送を受託する。

新規追加 AI (エアインディア)

- AI-01** 火薬類は航空局長官 (Director General Civil Aviation) の認可が適用される UN 0012 および UN 0014 でカバーされる品目を除き輸送してはならない。
- AI-02** 第 3 分類、包装等級 I の引火性液体の輸送は受託しない。
- AI-03** 区分 4.3、水と接触すると引火性ガスを発生する物質の輸送は受託しない。
- AI-04** 危険物は非危険物と混載貨物にしてはならない。
- AI-05** 固形二酸化炭素 (ドライアイス) は以下のように制限される。
a) A319/A320/A321/B737 は航空機当たり 200 kg を超えない。
b) A310/B747/B777 は航空機当たり 1,500 kg を超えない。
- AI-06** 24 時間緊急時電話番号は危険物申告書および航空貨物運送状の“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記載しなければならない。
- AI-07** 核分裂性物質の輸送は受託しない。

訂正 BW (カリビアン航空)

- BW-01** カリビアン航空は、いかなる形の区分 6.1 の主危険性または副次危険性を有する物質も、カリビアン航空の航空機による輸送は受託しない。ただし医療目的のために輸送されるものを除く。

訂正 CI (中華航空)

- CI-06** 台湾当局による事前認可がなければ、放射性物質の適用除外輸送物以外の放射性物質を、台湾へ、または台湾を経由してで継ぎ越し/台湾を経由して輸送することは禁止する。
認可の申請は、便が発地国を出発する7日前までに、荷送人により、台湾の原子力エネルギー評議会 (Atomic Energy Council) 宛て、提出されなければならない。

Atomic Energy Council
80, Section 1, Chenggong Road
Yonghe District
New Taipei City 23452
CHINESE TAIPEI
Tel: +886-2-8231 7919, Ext 2179/2187
Fax: +886-2-8231 7829

訂正 CX (キャセイパシフィック航空)

- CX-04** 荷送人は、輸送される危険物 (それぞれ) に関し、危険性、特性、および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意 (Additional Handling Information)”欄に、例えば、

“Emergency Contact +47 67 50 00 00”といったように記入しなければならない(8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

注: 追加の情報や運航者の認可に関しては以下へ連絡を取ること。

Cargo Services Manager
Standards and Performance
Cargo Department
9/F South Tower, Cathay Pacific City
Hong Kong International Airport
HONG KONG
Tel: +852 27477164
Fax: +852 21417164
Teletype: HDQDGCX
email: ego#dgr@cathaypacific.com

CX-05 腐食性(第 8 分類)の主危険性または副次危険性を有し、プラスチックドラムまたはプラスチックジェリカン(1H1、1H2、3H1 および 3H2)に包装された液体物質はオーバーパックに入れる際、以下のように準備されなければならない。

1. プラスチックドラム/ジェリカンは、他の強固な外側の容器により保護しなければならない。または、
2. 中が見える開放オーバーパックであれば、少なくとも容器の上下を保護するため適切なサイズのプラスチック製パレットを使用しなければならない。

CX-06 8.2.5 の要件に加え、すべての微量危険物貨物は航空貨物運送状に国連番号を記載しなければならない。

新規追加

CX-07 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池はキャセイパシフィック航空の旅客を輸送する航空機による貨物としての輸送を禁止する。この規定は包装基準 968 の Section I および Section II 双方に適用される。

本禁止は以下には適用されない。

- ・ PI 969 および PI 970 に従って機器と一緒に包装され、または機器に内蔵されたリチウム金属単電池および組電池 (UN 3091)、および PI 965 から PI 967 までに従ったリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)。または、
- ・ 旅客または乗務員により携行される危険物に対する規定によりカバーされているリチウム組電池(充電可または充電不可) (2.3.2 から 2.3.5 および 2.3.A 参照)。

CX-08 PI 967 または PI 970 の Section II に従って準備された機器に内蔵されたリチウム電池の貨物は、航空貨物運送状に Section II に示されたような必須な文言を含まなければならない。 (“Lithium ion batteries” “not restricted” “PI 967”、または “Lithium metal batteries” “not restricted” “PI 970”)。本規定はリチウム電池取扱いラベルを放送物に貼付することが要求されない貨物にも適用される。

訂正 D0 (ディー・エイチ・エル)

D0-01 DHL Air Limited (DHL) で輸送される危険物貨物は、輸送に供される前に Regional Restricted Commodities Group—DHL Express Europe Headquarters による事前手配と認可がある場合のみ受託する。

Regional Restricted Commodities Group – DHL Express Europe Headquarters

Tel: +32 (2) 711 7654 +49 (0) 341 4499 4949

Fax: +32 (2) 711 7010 +49 (0) 4499 88 4982

E-mail: rcgalert@dhl.com

- D0-02** 微量危険物に対する運送状には 2.6.8.2 の要件に加え、該当する国連番号を記載しなければならない。
- D0-03** 改装されたものを含み、包装基準 965 – 970 の Section II で準備されたすべてのリチウム電池は Regional/Global Restricted Commodities Group – DHL Express Europe Headquarters の認可がある場合のみ輸送を受託する。
- D0-08** 手書きの危険物申告書は受託しない。危険物申告書の以下の項目はタイプ打ち、またはコンピューター出力したものでなければならない。
- ・(UN または ID の)接頭辞を含む国連番号または ID 番号
 - ・正式輸送品目名
 - ・危険性の分類または区分
 - ・副次危険性または区分
 - ・包装等級
 - ・容器の種類
 - ・包装基準
 - ・承認
 - ・緊急時電話番号
- 注:**
要求される場合、技術名は手書きすることができる。放射性物質については上記に掲載された項目に加え以下もタイプ打ち、またはコンピューター出力しなければならない。
- ・放射性核種、特別形または物理的および化学的性状、他のすべての項目は手書きしてもよい。
- D0-08 に従ってタイプ打ちすべきと要求された項目の手書きによる変更/修正箇所は、各変更/修正が判読でき、申告書と同一の署名で署名されている場合は受託する。

訂正 EY (エティハド航空)

- EY-02** 本規則に定められたすべての第 1 分類火薬類、区分 6.2 病気を移しやすい物質および第 7 分類放射性物質は事前認可と予約手配が下記から得られていなければ輸送は受託しない。

ETIHAD Airways Cargo Reservations
PO Box 35566
Cargo Village
Abu Dhabi International Airport
United Arab Emirates
Tel: +971 2 509 1222 599 0099
email: cargoreservations@ETIHAD.ae

- EY-03** 単一容器および極低温容器 (Dewars) の中の危険物は、容器底部を保護するため適切な大きさの本製パレットにオーバーパックされていない限り輸送は受託しない。
- EY-04** 完全に規制されるリチウム電池 (RLI/RLM) は受託しない (PI 965 – PI 970 参照)。

新規追加 GH (グローバス航空)

- GH-01** グローバス航空の便により輸送される危険物貨物は、グローバス航空の事前認可を取得後のみ受託する。危険物貨物についての要請は以下のメールアドレスに送らなければならない。
email: cgo@s7.ru
認可要請は、認可の特別様式(様式は要請を受け提供される)に従って行わなければならない。認可書は貨物に伴う書類に添付し、発地空港で取り扱い会社により乗務員に手渡され搭載し送ること。
- GH-02** 被験者の検体標本は、適切な UN 2814 もしくは UN 2900 または UN 3373 に割り当てられている場合のみ受託する。生物由来物質カテゴリーB (Biological substance, Category B) – UN 3373 は必要な要件に基づき、事前のグローバス航空の書類による認可が与えられた後のみ輸送を受託する。
- GH-03** 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に、例えば、Emergency Contact +7 (495)- 123-45-78 といったように記入しなければならない。

削除 IC (インディアン航空) 全て

IC-01 ~ IC-13

訂正 JJ (タム航空)

- JJ-01** 第1分類、火薬類の輸送は受託しない。ただし、包装物当たり5.0 kgの正味量に制限される区分1.4Sの物質および物品を除く(包装基準101 - 143参照)。
- JJ-03** 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記載しなければならない(8.1.6.11および10.8.3.11参照)。
- JJ-05** 製品安全データシート(MSDS)には国連番号、正式輸送品目名と輸送に関係する他のすべての情報を含めなくてはならない。この規定は国内線、国際線の便に適用される。危険物申告書に加え、危険物を含むすべての貨物は物質に関係した特定および適切な情報と共に緊急時手順を記載した書類(製品安全データシート(MSDS)または類似のもの)が伴わなければならない。それらには少なくとも以下を含まなければならない。
- (a) 製品の名称
 - (b) 健康への直接的な危険性
 - (c) 火災または爆発の危険性
 - (d) 事故または軽微事故発生時に直ちに取られるべき注意事項
 - (e) 火災に対する即時対応
 - (f) 火災を伴わない漏洩、こぼれに対する初動措置
 - (g) 初動救急措置

この書類は国内便についてはポルトガル語で、加えて国際便については該当する英語またはスペイン語の追加版とともに発行されなければならない。

本要件は固形二酸化炭素(ドライアイス)(UN 1845)、蓄電池駆動の乗り物および機器(UN 3171)、内燃機関および乗り物(UN 3166)または磁性物質(UN 2807)の貨物には適用されない(8.0.1 及び 8.3 参照)。

JJ-06 生物由来物質、カテゴリーB は認可された TAM Cargo 顧客からのみ受託する。

・荷送人は UN 3373 の分類に従った書類を提供しなければならない。

・物質は包装基準 650 に従って包装されなければならない。

新規追加

JJ-07 液体危険物を収納する組み合わせ容器は、包装等級に拘わらず内装容器の全内容物を吸収するのに十分な吸収材を含んでいなければならない。

JJ-08 UN 1845—固形二酸化炭素(ドライアイス)は以下に制限される

・狭胴機 A319/A320/A321 — 350 kg。および

・広胴機 A330/A340/B767/B777 — 1,500 kg

より大きい量の輸送は事前連絡および TAM Cargo による承認がある場合のみ可能である。

JJ-09 圧縮ガスが入っていない、または圧縮ガスが完全に充填されているシリンダーはタム航空により運航される便による手荷物としての輸送は受託しない。

旅客が予備酸素を必要ならば、便の(最低)72 時間前にタム航空の事務所に要請すれば便の運航中、運航者により提供される。

追加情報はタム航空の予約事務所を通じて入手できる。

訂正 KA (香港ドラゴン航空)

KA-04 荷送人は、輸送される危険物(それぞれ)に関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意(Additional Handling Information)”欄に、例えば、“Emergency Contact +47 67 50 00 00”といったように記入しなければならない(8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

注:

追加情報または運航者認可についての連絡先は以下の通り:

Cargo Services Manager

Standards and Performance

Cargo Department

9/F South Tower, Cathay Pacific City

Hong Kong International Airport

HONG KONG

Tel: +852 27477164

Fax: +852 21417164

Teletype: HDQDGCX

email: cgo#dgr@cathaypacific.com

KA-05 腐食性(第8分類)の主危険性または副次危険性を有し、プラスチックドラムまたはプラスチックジェリカン(1H1、1H2、3H1 および 3H2)に包装された液体物質はオーバーパックに入れる際、以下のように準備されなければならない。

1. プラスチック製ドラム/ジェリカンは、他の強固な外側の容器により保護しなければならない。または
2. 中が見える開放オーバーパックであれば、少なくとも容器の上下を保護するため適切なサイズのプラスチック製パレットを使用しなければならない。

KA-06 8.2.5 の要件に加え、すべての微量危険物貨物は航空貨物運送状に国連番号を記載しなければならない。

新規追加

KA-07 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池は、香港ドラゴン航空の旅客を輸送する航空機による貨物として輸送を禁止する。この規定は包装基準 968 の Section I および Section II の双方に適用される。

本禁止は以下には適用されない。

- ・PI 969 および PI 970 に従って機器と一緒に包装され、または機器に内蔵されたリチウム金属単電池および組電池(UN 3091)およびPI 965からPI 967までに従ったリチウムイオン単電池および組電池(UN 3480 および UN 3481)。または
- ・旅客または乗務員により携行される危険物に対する規定によりカバーされているリチウム組電池(充電可または充電不可)(2.3.2 から 2.3.5 および 2.3.A 参照)。

KA-08 PI 967 または PI 970 の Section II に従って準備された機器に内蔵されたリチウム電池の貨物は、航空貨物運送状に Section II に示されたような必須な文言を含まなければならない (“Lithium ion batteries” “not restricted” “PI 967”、または “Lithium metal batteries” “not restricted” “PI 970”)。本規定はリチウム電池取り扱いラベルを包装物に貼付することが要求されない貨物にも適用される。

訂正 LD (エア-香港)

LD-04 荷送人は、輸送される危険物(それぞれ)に関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意(Additional Handling Information)”欄に、例えば、“Emergency Contact +47 67 50 00 00”といったように記入しなければならない(8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

注:

追加情報または運航者認可についての連絡先は以下の通り:

Manager Cargo Services

4/F South Tower, Cathay Pacific City

Hong Kong International Airport

HONG KONG

Tel: +852 2761 8447

Fax: +852 2761 8586

Teletype: HKGFZLD

email: edwick.wong@airhongkong.com.hk

LD-05 06 8.2.5の要件に加え、すべての微量危険物貨物は航空貨物運送状に国連番号を記載しなければならない。

新規追加

LD-05 腐食性(第8分類)の主危険性または副次危険性を有し、プラスチックドラムまたはプラスチックジェリカン(1H1、1H2、3H1 および 3H2)に包装された液体物質はオーバーパックに入れる際、以下のように準備されなければならない。

1. 中が見える開放オーバーパックであれば、底部にプラスチック製パレットを使用しなければならない。または、
2. プラスチックドラム/ジェリカンは、他の強固な外側の容器により保護しなければならない。

LD-07 PI 967 または PI 970 の Section II に従って準備された機器に内蔵されたりチウム電池の貨物は航空貨物運送状に Section II に示されたような必須な文言を含まなければならない(“Lithium ion batteries” “not restricted” “PI 967”、または “Lithium metal batteries” “not restricted” “PI 970”)。本規定はリチウム電池取り扱いラベルを包装物に貼付することが要求されない貨物にも適用される。

訂正 OM (モンゴル航空)

OM-04 ID 8000、消費者向け商品を除き、少量危険物(“Y”包装基準)の輸送は受託しない(2.7 参照)。

訂正 QR (カタール航空)

新規追加

QR-04 以下はカタール航空旅客便による輸送を受託しない。

- ・UN 3090 — リチウム金属電池
- ・UN 3091 — 機器に内蔵されたりチウム金属電池
- ・UN 3091 — 機器と一緒に包装されたりチウム金属電池

上記は Section I(完全に規制された) および Section II(適用除外)の双方を含む(PI 968 - 970 参照)。

訂正 QT (タンパカーゴ)

QT-02 水銀(UN 2809)の輸送は受託する。ただし、以下の条件を遵守すること。

(a) 組み合わせ容器のみ受託する。

(b) 外装容器は水銀が漏れないように、水銀を通さない材質のもので強固な防漏型(leak-proof)および防損型(puncture-resistant)の内張りが施されているか、またはそのような袋を内蔵したものでなければならない。包装等級 I の性能基準に合致しなければならない。

(c) プラスチック製スキッドでオーバーパックしなければならない。

訂正 QY (ヨーロッパエアートランスポート)

QY-01 European Air Transport Leipzig GmbH(DHL)で輸送される危険物貨物は、輸送に供される前に Regional Restricted Commodities Group—DHL Express Europe Headquarters による事前手配と承認がある場合のみ受託する。

Regional Restricted Commodities Group – DHL Express Europe Headquarters

Tel: +32 (2) 711 7654 +49(0)341 4499 4949

Fax: +32 (2) 711 7010 +49(0)4499 88 4982

E-mail: rcgalert@dhl.com

- QY-02** 2.6.8.2 の要件に加え、微量危険物貨物に対する航空貨物運送状には該当する国連番号を記載しなければならない。
- QY-03** 改装されたものを含み包装基準 965 – 970 の Section II で準備されたすべてのリチウム電池は Regional/Global Restricted Commodities Group – DHL Express Europe Headquarters の認可がある場合のみ輸送を受託する。
- QY-08** 手書きの危険物申告書は受託しない。危険物申告書の以下の項目はタイプ打ち、またはコンピューター出力したものでなければならない。
- ・(UN または ID の) 接頭辞を含む国連番号または ID 番号
 - ・正式輸送品目名
 - ・危険性の分類または区分
 - ・副次危険性または区分
 - ・包装等級
 - ・容器の種類
 - ・包装基準
 - ・承認
 - ・緊急時電話番号
- 注:**
要求される場合、技術名は手書きすることができる。放射性物質については上記に掲載された項目に加え以下もタイプ打ち、またはコンピューター出力しなければならない。
- ・放射性核種、特別形または物理的および化学的性状、すべての他の項目は手書きしてもよい。
- QY-08 によりタイプ打ちすべきと要求された項目の手書きによる変更/修正箇所は、各変更/修正が判読でき、申告書と同一の署名で署名されている場合は受託する。

訂正 RJ (ヨルダン王国航空)

RJ-02 (空欄)

新規追加 S7 (JSC シベリア航空)

- S7-01** シベリア航空便により輸送される危険物貨物は、シベリア航空の事前認可を取得後のみ受託する。危険物貨物の要請は以下に送らなければならない。 email: cgo@s7.ru
認可要請は、認可の特別書式に従って行わなければならない(書式は要請があれば提供される)。認可書は貨物に伴う書類に添付され、発地空港で取扱い会社により乗務員に渡され航空機に搭載し送付すること。
- S7-02** 被験者の検体標本は、適切な UN 2814 もしくは UN 2900 または UN 3373 に割り当てられている場合のみ受託する。生物由来物質カテゴリー-B (Biological substance, Category B) – UN 3373 は必要な要件に基づき、事前のシベリア航空の書類による認可が与えられた後のみ輸送を受託する。

S7-03 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に、例えば、Emergency Contact +7 (495)- 123-45-78 といったように記入しなければならない。

新規追加 TX (エアカリブ)

TX-01 輸送物またはオーバーパックのいかなる外表面においても 5 mSv/h を超えない最大放射線レベルしか有しない放射性物質カテゴリー I -白 (IMP コード RRW、B.2.2.4 参照)のみ輸送を受託する。

新規追加 UL (スリランカ航空)

UL-01 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記入しなければならない(8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

本規定はスリランカ発着または経由の貨物に適用される。24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を要しない貨物には要求されない。

追加情報または運航者認可は以下から入手できる。

Dangerous Goods Policies Manager
Srilankan Airlines
Cargo Centre
Bandaranaike International Airport
Katunayake
SRI LANKA

Tel: +94 1 9733 2422
+94 1 9733 2455
Fax: +94 1 9733 5288
Teletype: CMBDGUL
email: cargodg@srilankan.aero

UL-02 本規則に輸送禁止または旅客機による輸送禁止であると掲載された品目は輸送を受託しない。

UL-03 火薬類および武器の貨物については航空会社からの事前認可を要する。

UL-04 航空郵便内の危険物の輸送は受託しない。

UL-05 関係するリスクの特性を英語での短い文言がすべての危険性ラベル上に表示されなければならない。その文言は 7.2.2.4 に示されたようなラベルの下半分に英語で明確に表示しなければならない。
本規則によって要求される包装物またはオーバーパックのマーキングは、発地国により要求される言語に加えて英語で記載しなければならない(図 7.3.A から図 7.3.V および図 7.4.A および 10.7.7 参照)。

UL-06 放射性物質を含む貨物には事前認可が要求される。情報は以下から入手できる。

Atomic Energy Authority
Head, Radiation Protection

No. 60/460, Baseline Road
Orugodawatta
Wellampitiya
Sri Lanka

Tel: +94 11 253 3427-8 or
+94 11 253 4209
Fax: +94 11 253 3448
email: anil@aea.ac.lk

UL-07 医療用のため必要な気体酸素または空気シリンダーの輸送は受託しない。詳細については航空会社に連絡すること(2.3.4.2 参照)。

第2章

18 頁 — 2.3.2.2.から 2.3.2.4 を以下のとおり訂正。

2.3.2.2 防漏型湿式蓄電池(Non-Spillable Wet Batteries)または特別規定 A123 に適合する蓄電池を装備している車椅子/移動補助機器

身体障害、健康または年齢、あるいは一時的な事情(例えば骨折)のいずれかによりその移動性が制約されている旅客用の、防漏型湿式蓄電池または特別規定 A123 に適合する蓄電池を装備している蓄電池駆動の車椅子または他の類似した移動補助機器。

(a) 防漏型蓄電池は特別規定 A67 または包装基準 872 の振動試験および圧力差試験に適合していなければならない。

(b) 運航者は以下を確認しなければならない。

(1) 蓄電池の端子は、例えば、蓄電池容器内に収納することなどにより短絡が生じないように保護されていること。

(2) 蓄電池は、車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること(9.3.16.4 および図 9.3.H 参照)。

(3) 電気回路が絶縁されていること。

(c) 車椅子/移動補助機器は手荷物、郵便、補給品または貨物の移動による損傷から保護されているようにして輸送されなければならない。

(d) 蓄電池駆動または他の類似した移動補助機器が、特に使用者によりその蓄電池を取り外せるように設計されている場合(例えば、折りたたみ式)

(1) 蓄電池は取り外さなければならない。そうすれば、車椅子/移動補助機器は、非危険物の受託手荷物として輸送することができる。

(2) 取り外された蓄電池は、貨物室で輸送しなければならない強固な容器に入れて輸送しなければならない。

(3) 蓄電池は短絡防止のため絶縁されていなければならない。および

(4) 機長に対して包装された蓄電池の搭載場所を通知しなければならない。

(e) 旅客は各運航者と事前手配をすることが望ましい。

2.3.2.3 非防漏型蓄電池 (Spillable Batteries) を装備している車椅子/移動補助機器

2.3.2.3.1 身体障害、健康または年齢、あるいは一時的な事情(例えば骨折)のいずれかにより、その移動性が制約されている旅客用の、非防漏型蓄電池を装備している蓄電池駆動の車椅子、または他の類似した移動補助機器。

- (a) 車椅子または移動補助機器は常時直立の状態状態で搭載、固定、取り卸しが可能であれば、その蓄電池は車椅子に取り付けたままでよい。運航者は以下を確認しなければならない。
- (1) 蓄電池の端子は、例えば、蓄電池容器内に収納することなどにより短絡が生じないように保護されていること。
 - (2) 蓄電池は車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること(9.3.16.4 および図 9.3. H参照)。
 - (3) 電気回路は絶縁されていること。
 - (4) 車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器は手荷物、郵便、または貨物の移動による損傷から保護されるような方法で輸送されなければならない。
- (b) もし車椅子または移動補助機器が、常時直立の状態状態で搭載、固定、取り卸しが不可能な場合には、蓄電池を取り外さなければならない。そうすれば、車椅子または移動補助機器は、非危険物の受託手荷物として輸送することができる。
- (c) 取り外した蓄電池は強固な容器に収納して、以下のようにして輸送しなければならない。
- (1) 容器は防漏型で電解液を通さないものでなければならない。また、転倒を防ぐため、タイダウンストラップ、ブラケット、またはホルダーのような適切な固定具によりしっかりとパレットに、あるいは貨物室内に固定しなければならない(貨物または手荷物で挟んで倒れないようにするのは望ましくない)。
 - (2) 蓄電池は短絡防止のため絶縁措置をし、容器の中で直立に固定し、蓄電池の液体内容物すべてを吸収するに十分な量の、危険な反応を生じない吸収材で周りを包まなければならない。および
 - (3) 容器には、“BATTERY, WET, WITH WHEELCHAIR”または“BATTERY, WET, WITH MOBILITY AID”とマーキングを施し、腐食性物質のラベル(図 7.3.U 参照)および天地無用ラベル(図 7.4.E および図 7.4.F 参照)を貼付しなければならない。

2.3.2.3.2 機長に対して、蓄電池を装備したままの車椅子または移動補助機器の搭載箇所、あるいは取り外し容器に収納した蓄電池の搭載箇所について通知をしなければならない。旅客は各運航者と事前手配をすることが望ましい。また、可能な限り、非防漏型蓄電池には漏洩防止の通気キャップを取り付けるべきである(9.3.16.4 および図 9.3.H 参照)。

2.3.2.4 リチウム電池を装備した車椅子/移動補助機器

身体障害、健康または年齢、あるいは一時的な事情(例えば骨折)のいずれかによりその移動性が制約されている旅客用の、リチウムイオン電池駆動の車椅子または他の類似した移動補助機器には以下の条件が適用される。

- (a) 電池は UN Manual of Tests and Criteria, Part III, section 38.3 の各試験要件に合致することが証明された型式のものであること。
- (b) 運航者は以下を確認しなければならない。
- (1) 電池の端子は、例えば、蓄電池容器内に収納することにより短絡が生じないように保護しなければならない。
 - (2) 蓄電池は車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること。
 - (3) 電気回路は絶縁しなければならない。

- (c) 移動補助機器は手荷物、郵便、または他の貨物の移動による損傷から保護されるような方法で輸送されなければならない。
- (d) 蓄電池駆動または他の類似した移動補助機器が特に使用者によりその蓄電池を取り外せるように設計されている場合（例えば、折りたたみ式）
- (1) 蓄電池は取り外さなければならない。そうすれば蓄電池なしの車椅子/移動補助機器そのもの非危険物の受託手荷物として輸送することができる。
 - (2) 蓄電池は端子を絶縁（例えばむき出しの端子をテーピングすることにより）し短絡しないよう保護されなければならない。
 - (3) 取り外した蓄電池は、例えば、それぞれ1個ずつ保護袋に入れることにより損傷から保護しなければならない。蓄電池は旅客客室内に搭載して輸送しなければならない。
 - (4) 装置からの蓄電池取り外しは製造業者または機器所有者の指示に従って行わなければならない。
 - (5) 蓄電池は 300 Wh を超えてはならない。
 - (6) 最大で 300 Wh を超えない予備蓄電池を 1 個または各々 160 Wh を超えない予備蓄電池 2 個まで輸送できる。
- (e) 機長に対して組み込まれ蓄電池を装備した移動補助機器の搭載場所、または取り外され旅客客室内に搭載して輸送される場合はリチウム蓄電池の搭載場所について通知しなければならない。
- (f) 旅客は各運航者と事前手配をすることが望ましい。

第4章

表 4.2：訂正箇所、以下のとおり。

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.6	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
3485	Calcium hypochlorite, dry, corrosive with > 39% available chlorine (8.8% available oxygen)	5.1 (8)	Oxidizer & Corrosive	II	E2	Y544	2.5 kg	558	5 kg	562	25 kg	A136	5C
3487	Calcium hypochlorite, hydrated, corrosive with ≥ 5.5% but ≤ 16% water	5.1 (8)	Oxidizer & Corrosive	II III	E2 E1	Y544 Y545	2.5 kg 5 kg	558 559	5 kg 25 kg	562 563	25 kg 100 kg	A136	5C 5C
3487	Calcium hypochlorite, hydrated mixture, corrosive with ≥ 5.5% but ≤ 16% water	5.1 (8)	Oxidizer & Corrosive	II III	E2 E1	Y544 Y545	2.5 kg 5 kg	558 559	5 kg 25 kg	562 563	25 kg 100 kg	A136	5C 5C
3486	Calcium hypochlorite, mixture, dry, corrosive with > 10% but ≤ 39% available chlorine	5.1 (8)	Oxidizer & Corrosive	III	E1	Y545	5 kg	559	25 kg	563	100 kg	A136	5C
3485	Calcium hypochlorite, dry, corrosive with > 39% available chlorine (8.8% available oxygen)	5.1 (8)	Oxidizer & Corrosive	II	E2	Y544	2.5 kg	558	5 kg	562	25 kg	A136	5C

383 頁(J) — 4.4

A2 2 行目の「旅客機および貨物機により」 → 「旅客機および貨物機により」

第7章

724 頁 — 7.1.4.1 を以下のとおり訂正。

7.1.4.1 オーバーパックの中のすべての危険物に表示されているマーキングがすべてはっきりと視認できない場合、オーバーパックには以下のマーキングがなされなければならない。

- ・ “Overpack”という文言
- ・ 7.1.5.1(a)、(b)、(e)から(i)で要求されるマーキング
- ・ 7.1.5.4 で要求されるマーキング
- ・ 7.1.6.1、7.1.6.2 および 7.1.6.3 で要求されるマーキング
- ・ オーバーパック内の包装物に表示されている特別取り扱い指示

“Overpack”という文言が、収納されている包装物は規定の規格に準拠したものであることを示しているので、容器規格マーキングはオーバーパックの表面に再表示してはならない。少量危険物を収納する包装物がオーバーパックされた場合、包装物の少量危険物マーキングが視認できなければオーバーパックの外面にも図 7.1.A に示される少量危険物マークをマーキングしなければならない。

放射性輸送物を含むオーバーパックについては、10.7.1.4 を参照のこと。

第8章

760 頁(J) — ステップ7.の注1を以下のとおり訂正。

「…を表示しなければならない」 → 「…を表示しなければならないことが望ましい。」

第10章

834 頁(J) — 10.5.3の表題を以下のとおり訂正。

10.5.3 一般包装要件 → 一般要件

付録 D. 1

950 頁 — Canada (カナダ)の連絡先詳細を以下のとおり訂正。

Chief, Airspace Standards and Procedures
Transport Canada
Civil Aviation Directorate
Ottawa, Ontario
Canada K1A 0N8

Tel: +1 (613) 998-9855
Fax: +1 (613) 954-1602
email: services@tc.gc.ca

951 頁 — 新規挿入。

CROATIA (HR)

Croatian Civil Aviation Agency (CCAA)
Ulica grada Vukovara 284
10 000 Zagreb, CROATIA
Tel: +385 1 2369 300
Fax: +385 1 2369 310
email: ccaa@ccaa.hr
Website: www.ccaa.hr

955 頁 — Oman (オマーン)の連絡先詳細を以下のとおり訂正。

Director Flight Safety
Directorate General of Safety and Aviation Services
P.O. Box 1 P.C. 111
Muscat International Airport
Sultanate of Oman

付録 D. 2

962 頁 — Croatia (クロアチア)の情報を以下に訂正。

State Office for Radiological and Nuclear Safety (SORNS)
Frankopanska 11
10 000 ZAGREB, Croatia

Tel: +385 1 4881 770
Fax: +385 1 4881 780
email: dzrns@dzrns.hr
Website: www.dzrns.hr

付録 E. 2

991 頁 — ITALY の Italy delete Istituto Sperimentale delle Ferrovie di Stato F/S を削除。
新規に以下を挿入。

CSI Spa
Viale Lombardia, 20
20021 Bollate (Mi)
ITALY

Tel: +39 (02) 3833 0267
Fax: +39 (02) 3833 0221
Website: www.csi-spa.com

以 上